



## VII. 資 料

VII

資料

## 1. 計画策定の経緯

### (1) 西東京市環境審議会委員

(任期：平成14年7月～平成16年6月)

氏名	選出区分	備考
金井修	公募市民	
菊地恵子	公募市民	副会長
櫻井誠一郎	公募市民	
清水英範	公募市民	
西川義昌	公募市民	副会長
三木優	公募市民	
網野正観	事業者	
宇都宮久馬	事業者	
榎本淳一	事業者	
松永守弘	事業者	
和田法夫	事業者	
片山葉子	学識経験者	
鈴木美紀	学識経験者	
村松陸雄	学識経験者	
矢内秋生	学識経験者	会長
金成ハツコ	環境関係団体	
中村賢司	環境関係団体	
柿沼潤一	関係行政機関	平成14年8月23日まで
柏谷貢	関係行政機関	平成14年8月24日から
佐藤恭信	関係行政機関	
松本秋広	関係行政機関	

## (2) 会議等の経緯

### 【環境審議会（平成14年度～平成15年度）】

平成14年度	7月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱式</li> <li>○第1回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・正副会長の選出</li> <li>・諮問「環境基本計画」</li> <li>・傍聴要領（案）について</li> <li>・今後の審議会日程について</li> <li>・アンケートについて</li> </ul> </li> </ul>
	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会検討スケジュールについて</li> <li>・環境の課題・重点項目と将来像について</li> </ul> </li> </ul>
	10月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の課題・重点項目と将来像について</li> </ul> </li> </ul>
	11月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画答申素案骨子について</li> </ul> </li> </ul>
	1月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第5回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画答申素案骨子について</li> </ul> </li> </ul>
	2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第6回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画答申素案骨子について</li> <li>・市民ワークショップの企画案について</li> </ul> </li> </ul>
	3月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第7回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画答申素案骨子について</li> <li>・市民ワークショップについて</li> </ul> </li> </ul>
	4月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ワークショップ開催</li> </ul> </li> </ul>
平成15年度	5月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ワークショップのまとめについて</li> <li>・環境基本計画答申案について</li> </ul> </li> </ul>
	6月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画答申案について</li> </ul> </li> </ul>
	7月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画答申案について</li> <li>・環境シンポジウム企画案について</li> </ul> </li> </ul>
	8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第5回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画答申中間まとめ案について</li> <li>・環境シンポジウム企画案について</li> <li>・重点プロジェクトについて</li> </ul> </li> </ul>
	9月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第6回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画答申中間まとめ案について</li> <li>・重点プロジェクトについて</li> <li>・環境シンポジウムについて</li> </ul> </li> </ul>
	9月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第7回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境シンポジウム開催</li> </ul> </li> </ul>
	10月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第8回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境シンポジウムのまとめについて</li> <li>・環境基本計画答申案について</li> <li>・今後の審議会検討事項について</li> </ul> </li> </ul>
	11月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第9回西東京市環境審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画答申案について</li> </ul> </li> </ul>

平成 15 年度	11月18日	○第 10 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申案について
	12月5日	○第 11 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申について
	12月22日	○環境基本計画について答申

### 【環境審議会小委員会】

平成 15 年度	6月5日	○第 1 回環境審議会小委員会 ・第 2 回審議会のまとめについて ・今後の審議会検討の流れ案について ・環境基本計画中間まとめ案について
	8月19日	○第 2 回環境審議会小委員会 ・環境基本計画答申中間まとめ案について ・環境シンポジウム実施計画について
	9月16日	○第 3 回環境審議会小委員会 ・環境シンポジウム実施について

### (3) 西東京市環境基本計画策定職員プロジェクトチーム

#### ①委員・作業部会員構成

委 員 (担当課)	作 業 部 会 員	備 考
企画部企画課長	企画担当	副委員長
総務部管財課長	管財係	
総務部文書課長	法規文書係	
総務部職員課長	研修厚生係	
総務部建築営繕課長	建築営繕係	
総務部保谷庁舎管理課長	保谷庁舎管理係	
市民生活部生活文化課長	生活文化係	
市民生活部産業振興課長	農産商工係	
環境防災部環境保全課長	環境保全係	委員長
環境防災部ごみ減量推進課長	ごみ減量係	
児童青少年部子育て支援課長	児童青少年係	
都市整備部都市計画課長	都市計画係・住宅係	
都市整備部公園緑地課長	公園計画係	
都市整備部道路管理課長	道路工事係	
都市整備部交通計画課長	交通計画係・自転車対策係	
都市整備部下水道課長	工務係	
都市整備部再開発課長	再開発係	
学校教育部指導課長	指導係	
生涯学習部社会教育課長	社会教育係	
	田無公民館・保谷公民館	
	中央図書館	

## ②会議等の経緯

平成 14 年度	7月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 14 年度第 1 回職員プロジェクト・作業部会合同会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長による作業部会員の指名について</li> <li>・環境基本計画策定事務の概要について</li> <li>・現況施策及び環境基礎調査の実施について</li> </ul> </li> </ul>
	10月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 14 年度第 2 回作業部会会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境審議会の審議状況について</li> <li>・他の基本計画等との調整について</li> <li>・重点取り組み課題と施策の検討について</li> </ul> </li> </ul>
	2月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 14 年度第 2 回職員プロジェクト会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画「答申素案骨子」について</li> <li>・その他、今後のスケジュールについて</li> </ul> </li> </ul>
平成 15 年度	7月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 15 年度第 1 回職員プロジェクト会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経過報告について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・中間まとめ案について</li> <li>・環境年次報告書について</li> </ul> </li> </ul>
	1月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 15 年度第 2 回職員プロジェクト会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画に係る環境審議会答申について</li> <li>・環境基本計画の策定について</li> <li>・環境年次報告書の作成について</li> </ul> </li> </ul>

## ③その他

平成 15 年 11 月 4 日～7 日

庁内関係課ヒアリング実施 環境基本計画の策定に当たり、計画に位置付けられる各課  
計画事業について聞き取り調査を行った。

## (4) 環境アンケート調査の実施状況

### ①市民アンケート調査

目 的 一般市民を対象として、環境の課題認識、身近な環境の満足度・状況、  
環境に配慮した行動の実施状況、今後の環境施策検討にあたっての状  
況と認識（交通と農地）、今後の環境の将来に向けての意見を聞く。

対 象 18 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出）

調 査 期 間 平成 14 年 8 月 14 日～8 月 26 日

回 収 率（率）845 サンプル（42.3%）

### ②小学生アンケート調査

目 的 将来の環境を担う子どもたちの環境についての考え方を聞く。

対 象 市内の小学校 6 校（保谷第一小学校、保谷小学校、谷戸小学校、  
けやき小学校、柳沢小学校、田無小学校）の 5 年生全員を対象と  
して実施。

調 査 期 間 平成 14 年 9 月

回 収 数 464 サンプル

### ③事業者アンケート調査

目的 一定規模以上の市内事業者を対象として、環境問題の認識、事業活動における環境保全の取り組みについて聞く。  
 環境に向けた協力に向けてのつながりを作るために、記名式で、最後に懇談会などを想定した会合への参加の意思を聞き、事業者との環境をテーマとしたつながりづくりにも役立てる。

対象 従業員数概ね5人以上の事業者200社  
 (なお、対象事業者の選定等、実施に当たっては、田無商工会、保谷商工会の協力を得て行った。)

調査期間 平成15年1月30日～2月10日

回収率(率) 81サンプル(40.5%)

### ④商店アンケート調査

目的 大規模事業所以外で、市民との関わりが大きい小規模商店を対象に、環境問題の認識、事業活動における環境保全の取り組みについて聞く。  
 小規模商店であり、大規模と違い、無記名で実施する。  
 商店会など既存の地域商店のつながりを利用して調査を行う。

対象 市内の商店50店舗

調査期間 平成14年12月6日～12月20日

回収率(率) 15サンプル(30.0%)

### ⑤農業従事者アンケート調査

目的 市内で貴重な緑地空間であり、水涵養など環境保全機能の発揮の場であり、また、食料生産の場である農地と農業の今後について、農業従事者の考え方を聞く。

対象 市内の農家50世帯

調査期間 平成14年12月6日～12月20日

回収率(率) 30サンプル(60.0%)

## (5) 西東京市環境基本計画に係る諮問（写）

14西環環第121号  
平成14年7月5日

西東京市環境審議会会长 殿

西東京市長 保 谷 高 範

### 西東京市環境基本計画について（諮問）

西東京市では、環境基条例が本年4月から施行され、地域における環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画の策定が求められています。

つきましては、環境基本条例の基本理念を実現していくための方針やご意見を頂きたいと存じますので、西東京市環境基本条例第18条第2項に基づき、下記事項につきまして諮問いたします。

#### 記

##### 1 濟問事項

西東京市環境基本計画の策定について

- (1) 目標及び基本方針に関すること
- (2) 施策の大綱に関すること
- (3) 環境配慮指針に関すること
- (4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項に関すること

##### 2 答申の時期

平成15年12月

## 2. 西東京市環境基本条例

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊かさや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みに依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしと、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、西東京市（以下

「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するため

に、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。
- 5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。
  - 3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。
  - 4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

#### (市民の責務)

- 第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。
- 2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。
  - 3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。
  - 4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境基本計画等

### (環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西東京市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 目標及び基本方針
  - (2) 施策の大綱
  - (3) 環境配慮指針
  - (4) その他環境の保全等を推進するため必要な基本的事項

3 市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条に規定する西東京市環境審議会の意見を聴かなければならない。

#### (公表)

第8条 市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

#### (環境基本計画との整合)

- 第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

## 第3章 市が講ずる環境施策等

### 第1節 環境測定等の体制の整備

#### (環境の測定及び監視)

- 第10条 市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進に努めるものとする。

### 第2節 環境管理等の実施

#### (環境管理及び環境監査)

- 第11条 市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。

#### (環境保全のための事前調査及び配慮)

- 第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

### 第3節 環境学習の推進等

### (環境学習の推進等)

- 第 13 条 市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場において、環境に関する学習が継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (環境情報の収集及び提供)

- 第 14 条 市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民及び事業者に提供するため必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体との交流並びに研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

### 第 4 節 市民等の活動の支援

- 第 15 条 市長は、市民、事業者又はこれらの人者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。

### 第 5 節 報告書等

- 第 16 条 市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聞くため必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、第 18 条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第 4 章 地球環境の保全等

#### (地球環境の保全等のための協力)

- 第 17 条 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、地球環境の保全に積極的に努めるものとする。

### 第 5 章 環境審議会

- 第 18 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号) 第 44 条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 市の環境施策の進ちょく状況の検証に関すること。
  - (3) その他環境施策に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、第 2 項第 1 号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。
- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 公募市民      | 6 人以内 |
| (2) 事業者       | 5 人以内 |
| (3) 学識経験者     | 4 人以内 |
| (4) 環境関係団体の代表 | 2 人以内 |
| (5) 関係行政機関の職員 | 3 人以内 |
- 6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第 6 章 雜則

#### (指導、勧告等)

- 第 19 条 市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。

#### (委任)

- 第 20 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 施策事業の実施スケジュール

「Ⅳ. 将来像実現に向けた取り組み」において示した「市の取り組み」について、実施スケジュールはおおむね次表のとおりを想定します。

## 施策事業スケジュール

体 系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点アピールト	スケジュール*		
				継続	短期	長期
基1-(1)-①	環境汚染の監視	河川の水質や大気汚染、騒音、地下水などの状況について、定期的な調査をすることにより、環境汚染の発生状況を監視します。	環境保全課	◎		
		ディーゼル車規制や土壤汚染対策など、国や東京都の取り組みに協力・連携して環境汚染対策を推進します。	環境保全課	◎		
		国や東京都などで行われている環境調査の把握、新たな環境汚染問題の状況など、環境に関する情報を収集していきます。	環境保全課	◎		
		公害問題に関する情報を、市のホームページや広報紙などを通じて事業者や市民に積極的に提供します。	環境保全課		◎	
		大気汚染や河川の水質に関して、市民ボランティアやNPOなどが日常的に調査に参加できるような環境指標の設定を検討します。	環境保全課		◎	
基1-(1)-②	環境汚染の防止と改善	自動車利用の抑制、低公害車の普及、公共下水道への接続、建設工事などにおける公害対策の徹底などに関して、事業者や市民の意識の高揚を図ります。	環境保全課		◎	
		環境汚染の防止に向けて、関係機関と協力しながら対策を進めます。	環境保全課	◎		
		公害問題が発生した際には、関係機関との協力や当事者間での理解、対策の促進などにより解決を図ります。	環境保全課	◎		
		自動車利用の抑制や低公害車の導入など、環境汚染の防止に関して府内での率先的な取り組みを進めます。	各部局	◎		
基1-(2)-①	歩行者・自転車優先のまちづくり	人に優しい歩行者空間を確保するため、歩車道の段差解消や電線の地中化を、関係機関と連携しながら進めています。	都市計画課		◎	
		自転車の活用を促進するため、市内の駅周辺などにおいて自転車駐車場の整備を行います。	交通計画課		◎	
		事業者や市民に、自動車利用を自粛し、徒歩や自転車利用を行うよう、意識啓発を行います。	交通計画課	◎		
		市内の交通量、交通経路の調査を行います。	環境保全課	◎		
		事業者や市民の参加を得ながら道路交通のあり方について検討し、総合的な交通計画を策定します。	交通計画課		◎	
		自転車の活用を重視した取り組みとして、自転車の安全な通行ができるような道路の確保、自転車や歩行者中心の道路環境形成に向けた検討を行います。	交通計画課		◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*	
				継続	短期	長期
基1-(2)-②	自動車交通への対応	自動車交通の円滑な流れを確保するため、都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。	都市計画課		◎	
		道路の整備に当たっては、歩車道の分離や歩道の拡幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。また、車椅子なども含め様々な利用者が安全に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点などからも整備を進めていきます。	都市計画課		◎	
		今後の新たな幹線道路整備に当たっては、将来的な社会情勢の変化や道路整備による環境への影響などについて十分配慮し、市民の意見を取り入れながら検討を行います。また、国や東京都などと連携しながら進めています。	都市計画課		◎	
		幹線道路の整備に当たっては、将来の歩行者中心社会に向けて、ゆとりある歩道や植栽帯など、地域環境特性を活かした環境配慮を行うよう東京都に要請します。	都市計画課		◎	
		道路交通の円滑化を図るため、鉄道の連続立体交差化に向けて、近隣自治体などと広域的に連携しながら調査・研究を進めるとともに、事業者に対する要請を行います。	企画課		◎	
		幹線道路の交差点など、交通渋滞の多発する地点では、渋滞の解消に向けて、関係機関との連携のもとで、有効な対策を検討していきます。	企画課			◎
基1-(2)-③	生活道路や公共交通手段の確保	生活道路の整備状況や利用状況を把握し、地域の実情にあわせた生活道路の拡幅や新設といった整備に関する計画を策定します。	道路管理課			◎
		安全な交通を確保するため、交通危険箇所を把握するとともに、危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を実施していきます。	道路管理課		◎	
		コミュニティバス（はなバス）の運行については、運行経路や便数などの検証を行い、計画的に推進していきます。	交通計画課		◎	
		自動車利用を減らし、公共交通機関などの利用を増やすよう、事業者や市民に働きかけます。	交通計画課			◎
基1-(3)-①	美しい都市景観の形成	地域の特性を活かした都市づくりを計画的に進めるため、状況に応じた用途地域の見直しを行います。	都市計画課			◎
		良好な景観整備のための取り組みの検討を行います。特に高層マンションなどの大規模建築物に関しては、良好な地域景観の形成の面からも対応を検討していきます。	都市計画課			◎
		住宅マスタープランの策定を通じ、良好な住宅地の形成を推進します。	都市計画課			◎
		地区計画制度や宅地開発等指導要綱などにより、地域固有の都市景観形成の観点から、まとまりのある住宅地の形成を進めます。	都市計画課			◎

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点ア'イ'エ'クト	スケジュール*		
				継続	短期	長期	
基1-(3)-①	美しい都市景観の形成	屋外広告物、看板などについては、都市景観に与える影響について配慮し、周辺景観と調和するよう検討していきます。	都市計画課 環境保全課		◎		
		街路灯などの夜間照明は、地域の状況に応じた設置を行うよう配慮します。これにより夜間照明による市民生活や動植物への悪影響を防止します。	道路管理課	◎			
基1-(3)-②	都市美化の推進	ごみゼロ運動など、都市美化に向けた市民の自主的な活動を支援していきます。	環境保全課	◎			
		駅周辺の路上の美化清掃及び路上喫煙地区の設定や歩きたばこの規制など、たばこのマナー向上に向けた方策を検討します。	環境保全課 道路管理課		◎		
		自転車の放置をなくすために、駅周辺などを中心に自転車駐車場への誘導などの取り組みを推進します。	交通計画課	◎			
		粗大ごみなどの不法投棄行為の防止に向けて、事業者や市民へごみ出しルールに関する周知の徹底を図ります。	ごみ減量推進課	◎			
基2-(1)-①	東大農場のみどりの保全の検討	東大農場については、農場移転の方針を踏まえて、この移転問題への対応について、豊かな自然環境を残すことができるよう関係機関等との調整を図りながら、市の方針を策定していきます。	企画課	(重点1)	◎		
		東大農場の市民開放を促進したり、空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。	企画課		◎		
基2-(1)-②	農地の保全	農業の活性化により現存する農地の維持を図るため、農地の生産性を高めるなど優良農地の育成に努めます。	産業振興課	◎			
		農業が収益性の高い魅力のある産業となるよう、市内で生産される農産物などの商品価値を高め、魅力ある農業経営となるよう支援します。	産業振興課		◎		
		生産緑地の追加指定を進めます。	都市計画課	◎			
		耕作の継続が困難な生産緑地について、所有者からの買取の申し出があった場合には、市による買い取り、緑地としての保存を検討します。	都市計画課		◎		
		就農希望者に対して技術的支援を行うなどにより、農業後継者の育成を図ります。	産業振興課		◎		
		農地耕作の維持に向けて、市民参加による農作業の支援体制として農業ボランティア・ヘルパーの育成を進めます。	産業振興課		◎		
		環境にやさしい農業の普及を図るため、土づくりや農業技術などに関する支援を行います。	産業振興課		◎		

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点ア'イ'エクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基2-(1)-②	農地の保全	耕作の継続が困難な農地については、市民と農業のふれあいの場として市民農園や家族農園としての活用を推進します。	産業振興課		◎		
		市民が農業にふれ、農業を理解するための、農業体験の場として、体験型農園等の取り組みを検討します。	産業振興課			◎	
		小中学校では、農業体験教育を取り入れます。	指導課		◎		
基2-(1)-③	樹林地の保全	緑地保全地区・緑地保全地域の保全を継続して進めるとともに、追加指定を行う可能性についても検討していきます。	公園緑地課		◎		
		保存樹木、保存樹林制度について、市民への周知を図るとともに、制度の活用により、民有地における樹木・樹林地の保全を支援します。	公園緑地課		◎		
		緑地保全に関する市民の理解を高めるため、西東京市の緑地の状況などに関する情報提供を行います。また、屋敷林の見学会などのイベントにより、樹林地保全の機運を醸成します。	環境保全課 公園緑地課			◎	
		樹林地所有者と緑化活動への参加を希望する市民との調整や、緑化に関する市民への技術的な支援など、市と市民の連携に基づく緑化、樹林地管理活動を推進します。	公園緑地課			◎	
		市民から買い取り申し出のあった樹林地や、開発により消失のおそれのある樹林地については、市が設定している「まちづくり整備基金」の活用などによる買い取りや借地化を検討し、保全を図ります。	公園緑地課			◎	
基2-(1)-④	公園、空き地等の活用	(仮称)合併記念公園の整備を進め、公園を利用した市民のコミュニケーションや環境保全活動の展開を進めます。	公園緑地課		◎		
		東伏見都市計画公園の整備について東京都に要請を行います。	公園緑地課		◎		
		下野谷遺跡については、遺跡の保存と活用を図りながら、公園化についての検討を進めます。	公園緑地課			◎	
		買い取り申し出のあった生産緑地や雑木林、屋敷林などを計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保や既存の公園の拡張を図ります。	都市計画課 公園緑地課		◎		
		公園が不足している地域を優先して、新規の公園整備を推進します。	公園緑地課		◎		
		公園の整備を検討する際には、市民の需要や要望について把握し、地域住民の参加を得ながら進めます。	公園緑地課			◎	
		街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息や憩いの場として利用できるポケットパークを整備します。	公園緑地課		◎		

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基2-(1)-④	公園、空き地等の活用	白子川や新川といったふたかけ河川を散歩道として緑道化を図るとともに、市内に点在する公園や社寺、散歩道などをネットワーク化し、散策ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。	公園緑地課他			◎	
		公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」等の市民の活動を推進します。	公園緑地課		◎		
		市民が中心となった公園づくりを進めるため、公園内の雑木林管理・清掃などの維持管理について、公園ボランティア活動を進めます。	公園緑地課		◎		
基2-(1)-⑤	みどりのネットワークの創出	市内の緑被率について、定期的な調査を行い、緑地の状況を把握します。	公園緑地課			◎	
		街路樹や道路脇の植栽などの新規整備を検討します。特に幹線道路や生活道路の新規整備、改修などの際に、街路樹などを積極的に取り入れていきます。	交通計画課			◎	
		街路樹の管理を適切に行い、剪定の時期や方法などは、地域住民への配慮なども含めて慎重に実施します。	交通計画課		◎		
		公園や樹林地、道路などについて、清掃や落ち葉かきなどの管理を地域住民が中心となって進めていくため、「みどりの里親制度」を検討します。	交通計画課	(重点1)		◎	
		公共施設においては、敷地内の緑化を積極的に推進するとともに、屋上緑化・壁面緑化も検討します。	公園緑地課他		◎		
		引越しや住宅の建替えなどの際に、一定規模の樹木の移植や斡旋を行うグリーンバンク制度の設立を検討します。	公園緑地課			◎	
		住宅の生垣化などによる緑化を支援します。	公園緑地課		◎		
		大規模マンション建設等により緑地を開発した際には、ほかに新たに緑地を確保するなど、緑地の総量を確保するための制度を検討します。	都市計画課			◎	
基2-(2)-①	身近な水辺の創出	石神井川については、市民に開放された親水公園の整備と、川に沿った親水機能のある良好な空間の再生を、都に要請します。	公園緑地課		◎		
		玉川上水、千川上水については、沿川の緑化、多自然型の護岸整備など、親水性の向上を目指します。	公園緑地課				◎
		石神井川周辺の美化活動を市民とともに行うことなどにより、市民の石神井川への関心を高めます。	環境保全課			◎	
		公園に親水池を設置するなど、水にふれることのできる場所を創出します。	公園緑地課			◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基2-(2)-②	水循環の確保	公共施設や家庭などへの雨水浸透ますの設置や貯留施設の整備の推進により、雨水の地下浸透を進めます。	下水道課		◎		
		公共施設での雨水貯留利用を進めます。	下水道課		◎		
		道路や公共施設の敷地では、透水性舗装など、雨水が地下へ浸透する面の確保に努めます。	道路管理課		◎		
		節水による水資源の有効活用を進めます。	水道部		◎		
基2-(3)-①	自然とのふれあいの確保	西東京市の自然環境の現状について把握するため、市民などの協力を得ながら調査を行います。	公園緑地課 環境保全課		◎		
		農地や樹林地、河川などの保全に関して、野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつながりを持って保存されるよう保全方策を検討します。	公園緑地課			◎	
		野生生物の生息地として重要な地域について、保全対策を実施します。	公園緑地課 環境保全課			◎	
		外来の生物は、地域の自然生態系や在来の生物に悪影響を及ぼすこともあるため留意するとともに、適切な対応をとります。	公園緑地課 環境保全課		◎		
		空き地や公園を利用して、西東京市に昔から生育していた在来の野草や樹木の観察ができるような整備を検討します。	公園緑地課	(重点1)	◎		
		小中学校や公園などにおいて、野生生物に配慮したビオトープの整備を検討します。	公園緑地課他				◎
基2-(4)-①	歴史的・文化的環境資源の確保	文化財については、先人たちの生活を知る資料であるだけでなく、本市の自然に育まれて生み出され、残してきたものともいえます。したがって、環境保全の観点からも重要な要素として、保存や復元に努めていきます。	社会教育課		◎		
		市内に2か所ある郷土資料室を郷土資料館として統合整備し、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。	社会教育課			◎	
		文化財に関する資料の作成や講座などを実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めます。	社会教育課		◎		
		下野谷遺跡については、西東京市の貴重な文化財として市民の認識を高めるとともに、遺跡の保存と活用に向けた取り組みを進めます。	社会教育課 公園緑地課他			◎	
		省資源、省エネルギー、グリーン製品の利用などを進めるため、事業者や市民の意識の高揚を図ります。	環境保全課	(重点2)	◎		
基3-(1)-①	地球温暖化問題への対応	家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、事業者や市民の環境への配慮を進めます。	環境保全課	(重点2) (重点4)	◎		

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基3-(1)-①	地球温暖化問題への対応	国や東京都の施策を踏まえながら、市としての具体的な地球温暖化対策の施策を検討し、地球温暖化防止計画を策定します。	環境保全課			◎	
		市が率先して省エネルギーの推進、新エネルギー導入などの地球温暖化対策に取り組みます。	環境保全課	◎			
基3-(1)-②	ヒートアイランド現象への対策	ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果などを把握します。	環境保全課			◎	
		ヒートアイランド現象に対する有効な対応策を検討します。	環境保全課				◎
		緑地の保全を進めます。	公園緑地課	◎			
		水循環の確保に向けた取り組みを進めます。	下水道課			◎	
		省エネルギーの推進により、庁舎などからの排熱を削減します。	環境保全課	◎			
基3-(1)-③	省エネルギーの推進	家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、事業者や市民の環境への配慮を進めます。	環境保全課			◎	
		省エネルギーに関する取り組みを、市が率先して行います。	管財課	◎			
		省エネルギーの取り組みを全市的に推進していくための、基本的な方針や具体的なプロジェクトを定めた計画を策定します。	環境保全課				◎
基3-(1)-④	新エネルギーの推進	事業者や市民の、太陽エネルギーなどの新エネルギーに関する理解を深め、導入への意識を啓発します。	環境保全課				◎
		太陽光発電の設置の効果などについて、市民モニターなどによる調査を検討します。	環境保全課	(重点2)		◎	
		公共施設における太陽光発電、太陽熱利用設備の設置や、天然ガス自動車の導入など、庁内での新エネルギーの利用を進めるとともに、導入コストと効果などの検証を行います。	環境保全課	(重点2)		◎	
		柳泉園でのごみ焼却熱の利用効率の向上を図ります。	ごみ減量推進課			◎	
		家庭や事業所における燃料電池発電など、環境負荷の少ない新たな電力供給システムの普及に向けた検討を進めます。	環境保全課				◎
基3-(2)-①	ごみの再資源化と再生製品の利用	粗大ごみとして収集したもののうち再使用できるものは希望者に融通したり、再資源化やごみ処理に関する市民意識を啓発したりするための場として、(仮称)リサイクルプラザを建設します。	ごみ減量推進課			◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
				継続	短期	长期	
基3-(2)-①	ごみの再資源化と再生製品の利用	不用品の交換の場として、「りさいくる市」を開催します。またフリーマーケットなどの取り組みを支援します。	ごみ減量推進課		◎		
		不用品の修理・販売について、シルバー人材センターによる取り組みを支援します。	ごみ減量推進課		◎		
		その他プラスチック類については、柳泉園組合及びその構成自治体と協議しながら、容器包装リサイクル法に基づいた新たな分別収集、再資源化を検討します。	ごみ減量推進課	(重点3)		◎	
		再資源化の推進に向けて、リサイクルコストも踏まえて、資源物の回収方法、分別方法などの見直しを検討します。また、その結果に応じて、適切なごみの分別収集を実施します。	ごみ減量推進課		◎		
		市民団体や自治会、集合住宅、学校などによる資源物の集団回収活動を、継続して実施します。	ごみ減量推進課		◎		
		廃棄物減容(量)化計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進します。	ごみ減量推進課			◎	
基3-(2)-②	ごみの減量化	ごみの減量化に向けた事業者や市民とのネットワーク組織の構築を検討します。	ごみ減量推進課	(重点3)		◎	
		ごみの減量化に向けて、使い捨て製品や過剰包装などの改善を図るための制度の整備を東京都や国に働きかけます。	ごみ減量推進課				◎
		ごみの減量と再資源化を促進するため、家庭ごみの収集に関して、指定袋制度や有料化について、その効果などを検証した上で、慎重に検討します。	ごみ減量推進課			◎	
		事業系一般廃棄物の削減に向けて、処理手数料の規定の見直しなどの方策を検討します。	ごみ減量推進課			◎	
		ごみ減量の重要性や減量のための方法などについて、講習会の開催や「マイバッグ運動」などにより、事業者や市民へ普及啓発を行います。そして、できるだけごみを出さないという意識を高めます。	ごみ減量推進課	(重点3)		◎	
		ごみ減量意識の啓発を行っていくため、廃棄物減量等推進員を拡充します。	ごみ減量推進課			◎	
		事業活動に伴って発生するごみの減量や、長く使える製品の製造販売など、ごみ減量に関する事業者の意識啓発を進めます。	ごみ減量推進課				◎
基3-(2)-③	環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築	ごみ排出ルールの徹底に向けて、市民への啓発を行います。	ごみ減量推進課	(重点3)	◎		
		ごみ収集に関して、効率のよい収集車のルート設定や、収集車の低公害車への転換などを進めます。	ごみ減量推進課			◎	
		焼却処理の際は、適切な運転管理や設備の保守などにより、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制します。	ごみ減量推進課		◎		

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
				継続	短期	長期	
基3-(2)-③	環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築	ごみ処理についてはできるだけ再資源化を図り、焼却処分の量を削減することを目指した方法を、柳泉園組合や関係市とともに検討します。	ごみ減量推進課	(重点3)	◎		
		柳泉園組合から排出される焼却灰及び不燃物は、可能な限り再資源化を進め、再資源化などによる利用が困難なものについては、二つ塚廃棄物広域処分場に埋め立て処分していきます。	ごみ減量推進課		◎		
基3-(3)-①	生ごみや剪定枝の堆肥化の推進	家庭の生ごみの堆肥化を進めるため、コンポストなど生ごみ堆肥化機器の購入の助成を行います。	ごみ減量推進課		◎		
		市の施設等から発生する生ごみや剪定枝については、堆肥化やチップ化などによる活用を進めます。	ごみ減量推進課	(重点4)	◎		
		地域ぐるみで生ごみ回収、堆肥化の取り組みをモデル地区で実施するとともに、その効果や課題などを検証しながら、生ごみの収集、堆肥化の全市的な展開を検討します。	ごみ減量推進課	(重点4)	◎		
		ごみ収集の有料化検討に合わせて、家庭からの剪定枝や生ごみを資源物として収集し、再資源化するシステムを、モデル地区による試行なども含め検討します。	ごみ減量推進課	(重点4)	◎		
		農薬や化学肥料の使用を控えた農業を推進する中で、生ごみや剪定枝から製造した堆肥について、地元農家での活用を働きかけます。	産業振興課 ごみ減量推進課			◎	
基3-(3)-②	地産地消の推進	学校給食において、地場産農産物の使用を拡大します。	学務課	(重点4)	◎		
		小売店に地場産農産物の取扱いを働きかけます。	産業振興課	(重点4)	◎		
		農産物直売所の設置を検討します。	産業振興課			◎	
		市民による農業ボランティア活動と、地場産農産物の消費を結びつけるために、地域通貨の活用などを含め、有効な手法を検討します。	産業振興課	(重点4)	◎		
基4-(1)-①	環境情報の交流	環境学習・活動センターを設置し、環境情報を広く市民に向けて発信し、また市民からの情報を受信していきます。これにより、様々な市民団体との協力関係を築き、市民団体相互の情報の交流を支えていきます。	環境保全課			◎	
		環境をテーマとしたイベントを企画し、開催します。また、市民を中心とした環境イベントにも参加し、積極的にイベントの支援を行います。	環境保全課			◎	
		環境白書の作成を通じて、西東京市や市を取り巻く環境の状況について把握するとともに、市の環境保全施策の状況について整理します。また、計画の数値目標や数値指標を基にして、環境保全の取り組みの状況について評価を行います。	環境保全課			◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基4-(1)-①	環境情報の交流	環境保全に関する様々な取り組みの共通の基盤となる情報として、「環境マップ」を作成します。	環境保全課	(重点5)		◎	
		市のホームページや広報紙、市職員が講師となった学習機会の提供（出前講座）などを通して、環境白書などの各種環境情報を公開、提供します。	企画課 広報広聴課 環境保全課			◎	
		事業者や市民から提供された環境情報や意見などには、適切な対応を心がけるとともに、市民と市の双方向の情報交流ができる仕組みを検討します。	企画課 環境保全課			◎	
		環境保全に関する政策形成過程においては、環境審議会や市民説明会などに加え、新しい仕組みを取り入れていきます。	環境保全課			◎	
基4-(2)-①	環境学習のプログラム作成	環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習のシステム化を目指した環境学習基本方針を定め学習の推進を図ります。	環境保全課			◎	
		地域の自然や人材を活用した環境教育プログラムを作成します。環境教育プログラムは、個人や家族、グループ、学校など様々な場面で、自然体験や環境家計簿を通じた省エネ学習、ごみの減量、リサイクル、資源循環など、幅広く環境学習を推進していくための資料とします。	環境保全課			◎	
		「西東京市の環境」などの環境学習教材により、小中学校における環境学習を進めます。	環境保全課		◎		
基4-(2)-②	環境学習の推進体制の構築	環境問題について市民や地域全体で考え方行動できるように、環境学習・教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、環境学習・活動センターを整備、充実を図ります。	環境保全課			◎	
		環境教育の場として、身近にふれられる緑地や水辺などの確保を図ります。	環境保全課他				◎
		武蔵野大学との相互協力に関する協定に基づき、市民への環境学習教育や環境保全活動に関わる人材育成に取り組んでいきます。	指導課 環境保全課			◎	
		環境に関する専門家や環境学習の指導が期待できる市民などを把握し、小中学校や市民講座などにおける講師として紹介、派遣します。	社会教育課 環境保全課			◎	
基4-(2)-③	環境学習の積極的な実施	市民の環境問題に関する認識を高め、市民生活と結びついた環境保全の取り組みを促していくために、社会教育の中で環境講座を開設します。	社会教育課			◎	
		「総合的な学習」の時間の活用などにより、小中学校や（仮称）合併記念公園等を活用した小中学生に対する環境教育を推進します。	指導課			◎	
		自然環境学習を推進するモデル地区を設定し、自然観察会などを実施します。	指導課			◎	
		緑地の状況やみどりの大切さに関する市民の理解を啓発するための情報提供を行います。	環境保全課			◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基4-(3)-①	環境保全活動を担う人材等の育成	市民への意識啓発により、環境保全活動に関する市民の参加意識を高めます。	環境保全課			◎	
		地域活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促します。	指導課			◎	
基4-(3)-②	環境保全活動の推進	市民団体による環境保全活動の実態を把握し、包括的に支援を行います。	環境保全課			◎	
		小中学校において、樹林地の管理など環境保全の美化活動や実践教育を取り入れます。	指導課			◎	
		環境保全に貢献する事業をこれから起業、創業する人に対して、相談、アドバイスなどを行うとともに、人材育成などの支援を行います。	企画課			◎	
基4-(4)-①	各主体の連携	環境保全活動に関して「西東京市環境リーダー」を育成・登録し、活動の支援を行います。	環境保全課	(重点5)		◎	
		環境保全活動に関心のある市民や市民団体を把握し、活動したい人同士の結びつきを支援し、また活動しやすい環境づくりに努めます。	生活文化課 保険福祉 総合調整課			◎	
基4-(4)-②	広域的な連携	ごみ処理や大気汚染対策など、広域的に取り組むことでより高い効果が得られるような政策・施策については、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。	各部局			◎	
		広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます。	各部局			◎	
		環境施策に関する情報ネットワーク作り、環境施策プロジェクトの研究など広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議などへの参加を検討していきます。	環境保全課			◎	

\* : 「継続」=実施中の事業の継続、「短期」=5年以内に着手する予定の事業、「長期」=長期的に実施に向けた検討を行う事業